

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号中「印」を削る。

様式第6号中「印」の後に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加え、「（性別）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の学校教育法施行細則（以下「旧細則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の学校教育法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。